

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成25年8月9日から同年9月7日までの間、「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、14件の御意見を頂きました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成25年国家公安委員会規則第12号）

2 命令等の案を公示した日

平成25年8月9日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	14件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	13件
電子メール	1件
F A X	0件
郵 送	0件

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案について

(1) 警告申出書等の記載要領について

警告申出書（別記様式第1号）の記載要領3及び禁止命令等申出書（別記様式第4号）の記載要領2について、

- 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。」とされているが、警告申出書及び禁止命令等申出書には「住所等」欄がないため、書きぶりを変えるべきである。

といった御意見がありました。

つきまとい等の行為者（以下「行為者」という。）の住所を記載する場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所を記載していただく必要があるところ、意見公募を実施した案ではその点が分かりにくい表現となっていましたので、趣旨が明確となるよう修正することとします。

(2) 警告申出書等の氏名及び住所の記載について

警告申出書（別記様式第1号）、禁止命令等申出書（別記様式第4号）及び援助申出書（別記様式第8号）について、

- 申出人の氏名と住所を記載する箇所が冒頭と「申出人」欄で重複しているため、少なくとも冒頭の「及び住所」を削るべきである。

といった御意見がありました。

いずれの申出書においても、「申出人」欄には実際につきまとい等の被害を受けて身体の安全等について不安を覚え、警告等を求めている者（以下「被害者」という。）の氏名、住所等を記載し、冒頭の「氏名及び住所」には当該つきまとい等の被害について警察本部長等に対し警告等を求める申出をした者の氏名及び住所を記載していただくこととしております。

この点、被害者本人が警察本部長等に申し出る場合には記載内容が同一となりますが、例えば、未成年である被害者の代理人として親権者が警察本部長等に申し出る場合には、「申出人」欄には未成年者である被害者の氏名等を記載しつつ、「氏名及び住所」には代理人として申し出た親権者の氏名及び住所を記載していただくことが必要となります。このように、双方の記載内容が異なる場合が想定されることから、それぞれの記載箇所が必要と考えております。

(3) 居所の記載等について

警告等をした場合の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への報告事項及び各種様式における記載内容について、

- 行為者については、住所のほか居所を報告事項や記載事項に追加するべきである。
- 被害者の居所については記載事項から除外するなど、記録を残さない措置をすべきである。

といった御意見がありました。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正により、被害者の住所に加え、被害者の居所、行為者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地等を管轄する公安委員会等も警告、禁止命令等を行うことができることとされたことから、これらの手続を迅速かつ適正に実施し、また、被害者保護を図るため、被害者については住所及び居所を、行為者については住所が知れないとき等に限って居所を、それぞれ様式に記載していただくこととしたものであり、行為者の居所について、様式に欄を設けて記載を求めたり公安委員会への報告事項としたりする必要はないと考えております。

また、被害者に関する情報については、適正な保護を徹底してまいりたいと考えております。

2 その他

規則案の内容に対する御意見ではありませんが、法改正の内容を踏まえ、警告又は禁止命令等をしなかった場合の通知を確実に実施してほしいとの御要望、禁止命令等の手続等についての御意見、警察のストーカー事案に関する被害者の安全確保の在り方等についての御意見がありました。これらについては、今後、ストーカー事案に適切に対処していくための参考とさせていただきます。